

就学援助費制度のご案内

町田市では、経済的にお困りのご家庭を対象に、小学校や中学校の授業や行事に必要な費用を就学援助費として支給しています。前年の所得による審査があります。

詳細は入学後、学校から全児童・生徒に配布されるご案内(制度のお知らせ)をお配りします。また、学校・保護者間連絡システム(tetoru(テトル))でお知らせいたします。

1 就学援助制度の対象となる方

①生活保護を受けている方

②生計を共にしている家族全員の前年の合計所得額が「準要保護基準額」未満の方

生計を共にしている 家族の人数	合計所得の世帯合計上限額目安(給与収入の場合)	
	賃貸(賃貸借契約書を交わしている)	持家(住宅ローンを支払い中も含む)
2人	253～273万円	169～189万円
3人	290～344万円	206～260万円
4人	314～400万円	230～316万円
5人	334～448万円	250～364万円
6人	361～507万円	277～423万円

※基準額は家族の人数・年齢によって変わります。そのため上限額に幅があります。

※会社員の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」と比べてください。

2 支給費目(現時点の予定です)

学用品通学用品費、入学準備金、校外活動費、移動教室・修学旅行費、通学費(※)、医療費、卒業アルバム費、オンライン学習通信費 など(それぞれ支給上限・条件があります。)

※生活保護を受給している場合、教育扶助に含まれる一部の費目について就学援助では支給しません。

※通学費については別途支給要件があります。

3 申請方法・制度のご案内について

申請方法等の詳細は、入学後の4月に学校から全児童・生徒に配布されるご案内(制度のお知らせ)をご確認ください。まちだ子育てサイトでもご確認いただけます。

- ・制度の利用を希望される方は全員申請が必要です。(生活保護を受けている方も申請が必要です。)
- ・入学準備金の入学前支給を申請された方も、改めて入学後の4月中に申請が必要です。
- ・この制度は前年の所得により審査を行います。申請の前に、必ず申告(年末調整、確定申告、市・都民税申告)を済ませてください。

4 お子さまが特別支援学級在籍の場合

お子さまが特別支援学級に在籍の方は「就学奨励費制度」が該当します。申請のご案内は入学後の4月に学校から配布されるご案内(制度のお知らせ)をご確認ください。

- ・特別支援学級在籍者は全員援助の対象となる制度です。援助の内容については裏面「4 まちだ子育てサイトのご紹介・本制度の問い合わせ先」の二次元コードからご確認ください。

裏面は「通学費補助金のご案内」です→